

○ 委員長報告

6月定例会本会議で報告された観光スポーツ文教警察委員長報告は、以下のとおりです。

令和6年6月定例会

観光スポーツ文教警察委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、松山空港国際線活性化事業についてであります。

このことについて一部の委員から、インバウンド旅行者を県内全域に周遊させる取組みと、県内でのアウトバウンド利用促進の取組みはどうかとたじたのであります。

これに対し理事者から、東・中・南予の指定観光地で利用できる割引券の提供などインバウンド旅行者の県内周遊促進に努めている。特に南予では、割引券の利用実績がコロナ前の10倍に増えた施設があるほか、JRの「内子・大洲町並み散策パス」の韓国人購入者が多いと聞いており、周遊につながっているものと考えている。

アウトバウンドの利用促進については、県内テレビ局での情報番組の制作を行うほか、若年層の利用促進にも注力するため、SNS等を効果的に活用し、ターゲットを絞った広報活動を戦略的に展開していきたい旨の答弁がありました。

第2点は、特別支援学校の防災・減災対策についてであります。

このことについて一部の委員から、補正予算案に計上している非常用電源の整備により、医療的ケア児等の医療機器に必要な電源は確保できるのか。また、避難経路の安全確保対策に取り組む学校をどのように選定したのかとたじたのであります。

これに対し理事者から、特別支援学校において整備予定のソーラーパネル付きのポータブル電源と、既存のガソリンやガス燃料等による発電機の併用により、医療機器への当面の電気供給が可能となり、必要な電源は確保できると考えている。

また、能登半島地震の発生を受け、全ての特別支援学校において避難経路の安全性について再点検を実施した結果、校内の避難場所となる運動場への導線

上に危険箇所等があるなど、整備の必要が認められた2校において安全確保対策を実施したい旨の答弁がありました。

第3点は、愛媛県風俗案内業の規制に関する条例についてであります。

このことについて一部の委員から、全国における風俗案内所の規制状況はどうか。また、条例が施行されることにより、どのような効果が期待できるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、現在、10都府県において、風俗案内所を規制する条例が制定されており、本県は、11番目の制定県となる見込みである。

条例の施行により、風俗案内所の実態把握や不適格者の排除等が可能となり、清浄な風俗環境の保持や少年の健全育成が図られるとともに、広告パネル等に規制を設けるため、現在よりも遥かに落ち着いた外観になると考えている。また、風俗案内所への立入調査も可能となることから、適時適切な指導も可能となり、取締りと指導監督の両輪で適正に業務が行われるよう努めていきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・日本スポーツマスターズ2025愛媛大会
- ・えひめアートプロジェクト推進事業
- ・教員への防災教育
- ・公立中学校における部活動の地域移行
- ・新紙幣発行に伴う犯罪対策
- ・子どものネット犯罪被害対策

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。